

## 経営所得安定対策等の概要について知りたい

経営所得安定対策では、担い手農家の経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金（ゲタ対策）と、農業者の抛出を前提とした農業経営のセーフティネット対策（ナラシ対策）を実施しています。

また、食料自給率・食料自給力の維持向上を図るため、飼料用米、麦、大豆など戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図る水田活用の直接支払交付金を実施しています。

### 〔各制度概要〕

#### ①畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物の生産・販売を行う農業者に対して、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付する制度です。支払いは生産費と品質に応じて交付する数量払いを基本とし、当年産の作付面積に応じて交付する面積払いは数量払いの先払いとして支払われます。

ア 数量払：大豆、麦、そば、なたね等の当年産の出荷・販売数量に対し、品質及び数量（交付金単価×数量）に応じて交付金が交付されます。

イ 面積払：上記の数量払が基本となりますが、先払いで当年産の作付面積に応じて、2万円/10a（そばは1.3万円/10a）の交付を受けることができます。

#### ②米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）は、農家抛出を伴う経営に着目したセーフティネットであり、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための制度です。

対象作物は米、大豆、麦、てん菜、でん粉原料用ばれいしょです。

#### ③水田活用の直接支払交付金

水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者に対して直接交付金を交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図るための制度です。

## 〔水田活用の直接支払交付金一覧〕

助成名	対象作物等	交付単価	
戦略作物 助 成	大豆, 麦, 飼料作物	35,000円/10 a	
	WCS 用稲	80,000円/10 a	
	加工用米	20,000円/10 a	
	飼料用米, 米粉用米	収量に応じ55,000~105,000円/10 a	
交付金	地域の作物振興の設計図となる「水田収益力強化ビジョン」に基づく, 地域の特色を活かした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援		
	国	飼料用米, 米粉用米の複数年契約 (令和2年・3年からの継続分のみ)	6,000円/10 a
		そば, なたね, 新市場開拓米, 地力増進作物	20,000円/10 a
		新市場開拓用米(輸出用米等) (3年以上の新規契約を対象)	10,000円/10 a
	県	大規模露地園芸(1ha以上拡大)	50,000円/10 a
		露地園芸(30a以上団地化)	30,000円/10 a
		新市場開拓用米の低コスト生産 (輸出用米等)	10,000~12,000円/10 a
		加工用米の取組 (「低コスト生産」又は「複数年契約」)	5,000円/10 a
		飼料用米の低コスト生産	3,000円/10 a
		大豆, 麦類, 飼料作物等の作付拡大 (前年からの拡大面積)	6,000~8,000円/10 a
	地域	各市町村の地域農業再生協議会が設定	用途及び交付単価は, 地域により異なります。 ※地域農業再生協議会にご確認ください。

### お問い合わせ先・相談窓口

・宮城県農政部みやぎ米推進課水田農業班

e-mail: miyamai-su@pref.miyagi.lg.jp

電話: 022-211-2842

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階

・各地方振興事務所(地域事務所) 農業振興部(「11 相談窓口」を参照)